

中山間地域所得確保対策交付金交付要綱

制 定 令和 3 年 1 月 28 日付け 2 農振第 2616 号
最終改正 令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農振第 2014 号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 中山間地域所得確保対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 農振第 2612 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 交付金は、地域の農業所得確保に向けたマーケット調査、販路拡大に向けた生産・販売戦略や所得確保計画の作成等を支援し、中山間地域の農業者等の農家所得の確保の確実性を高めることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 2 の 2 に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う中山間地域所得確保対策実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 農振第 2613 号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）第 2 の 1 に定める中山間地域所得確保推進事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で都道府県に対して交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、管下の市町村で実施される第 3 の 1 に定める交付事業を取りまとめて交付申請書を地

方農政局長等（北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 6 地方農政局長等は、第 4 第 1 項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 4 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 7 都道府県知事は、第 4 第 1 項による交付申請を取り下げようとするときは、前条による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第 8 都道府県知事は、第 6 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第 9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変

更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 都道府県知事は、前項各号に定める場合の他、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

- 第11 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第12 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 第1項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第13 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合に

においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 14 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 7 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 15 地方農政局長等は、第 14 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 16 都道府県知事は、第 15 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 15 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 15 第 2 項及び第 3 項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 17 地方農政局長等は、第 9 第 1 項第 3 号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 15 第 3 項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(交付金の経理)

- 第 18 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

- 3 前2項及び第19に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第19 都道府県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第20 都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4から第19まで(第6を除く。)の規定に準ずる条件及び適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべき旨の条件を付さなければならない。

- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則(令和3年12月20日付け3農振第2014号)

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の中山間地域所得確保対策交付金交付要綱に基づく中山間地域所得確保対策交付金については、なお従前の例による。

別表（第 3 及び第 10 関係）

区分	経費	交付率	軽微な変更
中山間地域 所得確保 推進事業	事業費 実施要領第 2 の 1 に 掲げる事業の実施に要 する経費	定額	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の 3 割以上の増 減 2 事業実施主体の変更

別記様式第 1 号（第 4 関係）

年度中山間地域所得確保対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
 事務局長)

都道府県知事 氏 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱第 4 の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付事業に 要する経費	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
中山間地域 所得確保推進事業	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日

年 月 日

5 添付書類

都道府県の交付金交付規程又は要綱

- (注) 1 交付金交付規程は、間接交付事業にのみ添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 2 号（第 9 関係）

年度中山間地域所得確保対策交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注 1）したいので、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱第 9 の規定に基づき〔、金 円を追加交付されたく（、金 円の減額承認を受けたく）（注 2）〕申請する。

記（注 3）

（注 1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注 2）金額の変更がない場合は〔 〕の部分を除くこと。

（注 3）記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注 4）添付書類は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第3号（第11関係）

年度中山間地域所得確保対策交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 ）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難になった（注1））ため、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱第11の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難になった（注1））理由

2 交付事業の遂行状況

区 分	交付事業に 要する経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
中山間地域 所得確保推進事業	円	円	%	円		
合 計						

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注3）交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第 4 号（第 12 関係）

年度中山間地域所得確保対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長〕

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱第 12 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付事業に 要する経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
中山間地域 所得確保推進事業	円	円	%	円		
合 計						

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 5 号（第 13 関係）

年度中山間地域所得確保対策交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあっては農林水産大臣、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合
事務局長）（注 1）

官署支出官 地方農政局総務管理官 殿

（北海道にあっては
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては
官署支出官 地方農政局総務部長、
沖縄県にあっては
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事
業について、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱第 13 の規定により、金 円を
概算払により交付されたく請求する。

また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおりに報告する。
（注 2）

記

区 分	交付事業 に要する 経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状 況報告	今回請求額 (C)		残 高 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高 比率		金額	〇月〇日 現在の予 定出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高		
中山間地域 所得確保 推進事業	円	円	円	%	%	円	%	円	円		

（注 1）下線部は、第 12 第 1 項ただし書による場合のみ記載すること。なお括弧内は該当するものを記載すること。
（注 2）下線部は、第 12 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第6号（第14第1項関係）

年度中山間地域所得確保対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長〕

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として中山間地域所得確保対策交付金 円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績

3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付事業に 要した経費	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
中山間地域 所得確保推進事業	円	円	円	円	円	
合 計						

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、記の3の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。
(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- 5 添付書類は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第14第2項関係）

年度中山間地域所得確保対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長)

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち 年度内支出 済額	概算払 受入済額	(A)のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第 8 号（第 14 第 4 項関係）

年度 中山間地域所得確保対策交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた中山間地
域所得確保対策交付金について、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱第 14 第 4 項の
規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 金 円

4 交付金返還相当額（3－2） 金 円

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方
消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合には、（3）の資料を除
き添付不要。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

（2）付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて
提出すること）

（4）事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の
割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分につ
いては省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な
情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載
することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、
その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第19関係）

年度
農林水産省所管

中山間地域所得確保対策交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出 済額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 10 号（第 20 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。